

令和2年4月27日

学生各位

宮崎大学長
新型コロナウイルス危機対策本部長
池ノ上 克

宮崎大学における今後の新型コロナウイルス感染対策について

4月16日（木）に発令された全国に対する緊急事態宣言については、5月6日（水）が期限となっています。

については、緊急事態宣言が延長された場合や宮崎県が緊急事態宣言の対象から除かれた場合の本学における基本的な対応策を下記のとおり予定しておりますので、あらかじめお知らせいたします。

なお、清武キャンパスについては、医学部から別途周知されますので、学部からの指示に従ってください。このほか、学部・研究科においては、更なる対策を追加で行う場合がありますので、学部・研究科の指示に従ってください。

また、緊急事態宣言発令の状況によっては、対策の見直しを行う場合があります、これらの情報提供は、宮崎大学ホームページやポータルサイトで行いますので、定期的に確認するようお願いいたします。

記

	宮崎県に対する緊急事態宣言が延長された場合	宮崎県に対する緊急事態宣言が解除された場合
健康観察・連絡 (重要)	• 毎日、体温・体調確認、37.5℃以上の場合や倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状があった場合には、所属の教務・学生担当係へ連絡の上、チェックシート2で記録	
授業の取り扱い	• 遠隔授業を5月11日（月）から開始 • 実験等を含む全ての対面授業は中止	• 原則、遠隔授業を5月11日（月）から開始 • 一部の授業は、感染対策を行いつつ、対面で実施
遠隔授業の準備	• 1年生は、5月7日（木）、8日（金）でキャンパス情報システムのID配布、遠隔授業等の説明会を開催する学部あり • 科目等によっては、5月11日（月）～15日（金）の間で遠隔授業の進め方などの説明が対面式である場合あり（全学年共通）	
学生サービス	• 延長期間中、学生サービスは中止	• 緊急事態措置の期限の翌日（休日の場合、直後の平日）から学生サービスを再開
キャンパス内への立ち入り	• 原則禁止（遠隔授業を受講するネット環境が自宅で確保できない場合、教科書購入のためを除く。）	• 遠隔授業を受講するネット環境が自宅で確保できない場合や教科書購入、面接（対面）授業出席のため以外は当分の間、原則禁止
課外活動	• キャンパス内外を問わず禁止	• 当分の間、キャンパス内外を問わず禁止
宴会・コンパ・イベント参加	• 禁止	• 当分の間、禁止

	宮崎県に対する緊急事態宣言が 延長された場合	宮崎県に対する緊急事態宣言が 解除された場合
アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> 原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策が取られており、かつ、経済的にやむを得ない場合のみ可
就職活動	<ul style="list-style-type: none"> 移動を自粛し、県内を含め可能な限りWebで行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、離県しての活動は原則禁止
外出、帰省、旅行	<ul style="list-style-type: none"> 帰省や旅行の禁止は当然、外出も日常生活品の購入などに限る 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、離県しての帰省や旅行は禁止、外出は3密を避ける